

# トランポリン・シャトル競技公認審判員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）トランポリン・シャトル競技公認審判員（以下、「シャトル審判員」という）に関する事項について定める。

(任務)

第2条 シャトル審判員は、トランポリン・シャトル競技の正確な採点業務を行うことで、公正な競技会運営を支える。また、トランポリン・シャトル競技の普及発展に関与し、全国への普及地域へのレクリエーション・トランポリン、生涯スポーツとして全国のトランポリン愛好者・指導者となつながらを持ち、普及活動をはかる。さらに、シャトル審判員の社会的地位の向上に努める。

(認定の権限)

第3条 シャトル審判員の認定および継続の審査に関わる業務は、本会トランポリン委員会（以下、「トランポリン委員会」という）が行い、会長がこれを認定する。

(認定の基準)

第4条 シャトル審判員は、次のいずれかの基準により本会が認める。

- (1) トランポリン委員会が企画するシャトル審判員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記・実技）に合格し、シャトル審判員資格登録料を納めた者。
- (2) シャトル審判員相当の能力がトランポリン委員会に認められ、理事会の承認をもってシャトル審判員資格登録料を納めた者。

(受験資格)

第5条 シャトル審判員の受験資格はシャトル競技の経験を有し、当該年度4月1日時点で満19歳以上になる者。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は、原則として毎年1回以上、本会が開催し、トランポリン委員会が企画、運営する。
- (2) 認定講習会の講習内容・時間は細則として別に定める。
- (3) 講師は、トランポリン委員会が選定し、承認を得た者が行う。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 新規にシャトル審判員として認定された日が属する年度、またはその翌年度にシャトル審判員資格登録料を支払った場合、支払い完了日から支払った年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。
- (2) シャトル審判員として継続更新する場合、新年度の登録が開始され、新年度のシャトル審判員資格登録料支払い完了日から支払った年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。
- (3) 有効期間内に、第9条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。
- (4) 有効期間内に、第9条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金を行わない。

(資格の継続)

第 8 条 資格の継続については、次のとおりとする。

- (1) 継続を希望する者は、所定の申請手続により、継続申請をしなければならない。
- (2) 継続申請をする者は、次の条件を満足していなければならない。
  - (a) シャトル審判員資格の有効期間内に、地域もしくはそれ以上の公式競技会において、審判員として少なくとも 1 回の実務の経験を有することが望ましい。
  - (b) 本会または本会が委託した加盟団体が開催する研修会を受講すること。
  - (c) 有効期間内におけるトランポリン・シャトル競技規則の変更部分について精通すること。

(資格の保留・停止・失効)

第 9 条 資格の保留・停止・失効の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資格の継続を希望する者が、第 8 条に示す条件を満たしていない場合、もしくは継続申請を怠った場合は、当該年度を保留とする。ただし、翌年度の申請期間中に継続申請の条件を満たし、継続申請をし、保留となった年度を含めた 2 か年度分の登録料を支払った場合には、保留期間を含めて資格を認めることとする。
- (2) 前項の条件を満足しない場合には、失効とする。但し、特別の事情による場合は考慮することがある。
- (3) その他、トランポリン委員会がシャトル審判員として不相当と認めたときは、その資格を停止または失効とすることがある。

(認定・継続の申請手続)

第 10 条 認定および継続の申請は、次の要領で行うものとする。

- (1) 本会 Web 登録システムを利用し、資格の申請とシャトル審判員資格登録料の支払いを行う。
- (2) 当該年度のシャトル審判員として認定されるためには、当該年度の登録が開始されてから速やかにシャトル審判員資格登録料の支払いを完了しなければならない。
- (3) 本会が主催する競技会や事業に審判員として参加する場合、その参加申込期限前に継続申請手続きを完了しなければならない。

(シャトル審判員資格登録料)

第 11 条 シャトル審判員資格の登録に要する料金は、別表のとおりとする。

付則

- (1) シャトル審判員有資格者で有効期間内に、役務上審判員としての実務ができなかった場合、競技役員としての服務をもって補充できるものとする。
- (2) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (3) この規程の改廃は、トランポリン委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (4) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン・シャトル競技審判員規程は廃止する。

平成 29 年 3 月 3 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 施行

令和 6 年 3 月 8 日 改定・施行

令和 7 年 1 月 10 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 シャトル審判員資格登録料

登録に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
シャトル審判員資格 登録料	2,500 円